

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

2013年度税制改正により、2016年1月より法人に係る利子割(金融機関等がお支払いする預金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止されることになりました。

法人のお客さまにつきましては、2016年1月1日以降にお支払いする預金利息から、地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまについては変更ございません。

◆対象となる預金

普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、外貨普通預金、外貨通知預金、外貨定期預金

◆税率

期間	対象	税率
2015年12月31日まで	預金利息	20.315% (国税 15.315%+地方税 5%)
2016年1月1日から	預金利息	15.315% (国税 15.315%)

※上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。2013年1月1日から2037年12月31日までは復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

※普通預金・通知預金・外貨普通預金・外貨通知預金は、2016年1月1日以降にお支払いする預金利息より、地方税を特別徴収いたしません。

※定期積金、定期預金および外貨定期預金は、2016年1月1日以降の満期時および中途解約時にお支払いする預金利息より地方税を徴収いたしません。

◆ご注意事項

- ・この内容は2015年11月27日現在における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後税制改正等により内容が変更される場合があります。
- ・最新情報等につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいませよう、お願いいたします。
- ・個別のケースに係る税務上の取扱い等につきましては、税理士または最寄りの税務署にてご確認くださいませよう、お願いいたします。

以上

◆本件についてのお問い合わせ先◆ お取引店までお問い合わせください。

東京支店(03-4530-9321)・新宿支店(03-5287-1313)・上野支店(03-5812-0505)・横浜支店(045-680-5560)・
名古屋支店(052-243-0506)・大阪支店(06-6243-2341)・上本町支店(06-6767-0506)・神戸支店(078-325-5605)・
福岡支店(092-724-7004)・東京本店営業部(03-4530-0657)